

ご存じですか? 日本の年金

～もしかすると、あなたももらえるかも?～

意外と知らない日本の年金の仕組み。オーストラリアをはじめとする海外に移住しても、引き続き日本の年金を受給することが可能となるケースはたくさんあります。その詳細と現在の状況について「ライフメイツ」にうかがいました。

1. 昔のことだからといって、諦めたり忘れたりしていませんか?

老後の生活のための年金制度。年金は社会保障政策の一環として各国で実施されており、通常日本企業の駐在員であれば厚生年金などの日本の年金制度に、オーストラリアに移住された人であればオーストラリアの年金に加入します。移住した人は、当然オーストラリアの年金制度については関心が高いと思いますが、それ以前に日本に住んでいたころの年金についてまだきちんと関心を払っている人はどのくらいいらっしゃるのでしょうか?

日本に住んでいたころに厚生年金、国民年金、共済年金へ加入していた人は少なくないと思います。しかし数年間程度の短期間の加入で、まして遠い昔のことで、「覚えていない」「もらえないはず」「自分には関係ない」とお考えではありませんか?

実は昔のことでも年金加入者の記録はきちんと保存されており、本人が申請すれば記録内容を調べ、そして年金を受給することができるのです。「でも年金は長期間加入して保険料を払い続けたいもらえないのでは?」と思う人もいませんか。確かにその通りで

すが、海外在住者は例外で、短い加入期間でも受給できる場合があります。

2. 加入期間が短くても日本の年金を受給することができる?

オーストラリアの年金制度には社会保障制度のAge Pension (老齢年金、以下AP) と、退職年金保証制度 Superannuation (退職年金、以下SG) があります。APは税を財源とする年金で、対象となるのはオーストラリアに少なくとも連続した5年間を含む10年以上住む居住者 (市民権または永住権保持者) です。SGは退職後の生活のため、雇用主が被雇用者のためにスーパー運用基金に支払います。

一方、日本の年金制度では自営業者や主婦が加入する国民年金、サラリーマン・公務員・学校の教職員などが加入する厚生年金、そして共済年金があります。日本の年金の場合、受給要件として各年金を通算して25年の加入期間が必要ですが、ここであまり知られていないことなのですが、海外居住者については海外在住期間を25年に含めることができます。

例えば日本でサラリーマンとして厚生年金に6年間だけ加入し、その後退職し

てオーストラリアへ移住して20年間居住 (市民権または永住権保持者として) したとすると、合計加入期間が26年間となりますので、日本の年金を受給することができます (ただし日本の年金受給額は6年分の保険料に相当する額のみ)。これら措置の適用によって多くの移住者が日本の年金の受給対象となります。

3. 老齢・退職年金以外の年金

また、年金には本人の老齢・退職年金以外にいくつかの種類があります。例えば以下のようなものがあります。

- ・被保険者が障害になった場合の障害年金
- ・被保険者、年金受給者が死亡した場合残された遺族に支給される遺族年金
- ・配偶者、子どもに支給される加給年金 (一定の要件あり)

こうした年金も意外と知られていないため、本来もらえるものなのに知らなくて申請しなかったというケースも少なくありません。

さらに年金については国籍要件がありません。以前日本で働いていたことの

ある外国人の方や、日本人の年金受給者と結婚していた外国人妻なども年金を受給できる場合があります。

4. 調べてみよう、自分の年金記録

多くの方は自分が年金に加入していたかを覚えていますが、厚生年金のように本人が知らない間に会社が手続きしていた、両親が勝手に自分の国民年金に加入していた、などのケースもあり、自分が知らない間に年金に加入していたということがあります。ですので「自分はもしかしたら…」と思う人は一度調べてみてはいかがでしょうか? 思わぬボーナスが入るかもしれません。

手続きは日本国内にある年金事務所、またはオーストラリア国内のセンターリンクで行えます。ただしセンターリンクで日本の年金に問い合わせても、自国の手続きではないのでスムーズな処理は期待できません。

そこで、なかなか日本へ行く機会のない人は、家族や代行業者が代わりに手続きすることができます (委任状が必要)。年金制度は専門的で難しい内容ですので、相談したいこと、分からないことがあれば弊社へお気軽にお尋ねください。